

2020/12/1

NPO 法人 たてやま・海辺の鑑定団 屋内外（講座）など 新型コロナウイルス対応ガイドライン

NPO 法人 たてやま・海辺の鑑定団

たてやま・海辺の鑑定団では、緊急事態宣言が解除後の感染拡大の予防と事業実施に対するガイドラインを作成しています。

本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、利用者の要望、事業者側の受入体制等を踏まえて、必要に応じて見直します。

今後感染拡大となり南房総地域における自粛要請や発生状況を応じて、プログラムを中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

1. スタッフの参加条件

関わる全スタッフに関して以下の内容のヒアリングを行い、その項目すべてに当てはまるスタッフで運営を行います。

① 開催日の1週間以内に発熱37.5℃・咳がひどい・倦怠感・のどの痛み・下痢をしている・味がしない・においがしないなど感染が疑われる症状がない。

②感染者との接触情報として次に該当する

◆過去14日以内に、入国制限、入国後の観察期間が必要な国・地域等への渡航者、並びに当渡航者との濃厚接触がない。

◆過去14日以内に、新型コロナウイルス感染者が発生した観光クルーズ船やクラスターとされる場所を訪れていない、また、同居家族や身近な知人にコロナウイルス感染が疑われる方がいない。

2. 参加者の参加条件

以下の内容をヒアリングさせていただき、その項目すべてに当てはまる方にご参加いただけます。

① 参加当日を含めて、開催日の1週間以内に発熱37.5℃・咳がひどい・倦怠感・のどの痛み・下痢をしている・味がしない・においがしないなど感染が疑われる症状がない。

②感染者との接触情報として次に該当する

◆過去14日以内に、入国制限、入国後の観察期間が必要な国・地域等への渡航者、並びに当渡航者との濃厚接触がない。

◆過去14日以内に、新型コロナウイルス感染者が発生した観光クルーズ船やクラスターとされる場所を訪れていない、同居家族や身近な知人にコロナウイルス感染が疑われる方がいない。

※上記の理由からのキャンセルについては費用(キャンセル・手数料)を頂きません。

3. 【感染防止対策①】参加者数、申込から実施日の受付までについて

①活動中の感染リスクを下げるためプログラムの人数は5～10名程度小グループにわかれての活動がお申込み単位のグループに分かれての活動を基本とします。

② 本プログラムは、電話やメール、HPでの**事前申込および当日参加を受け入れます。**

事前案内における同意書（健康状態チェックに記入、同意事項に署名）を実施日受付時に提出、当団体が規定している感染防止対策をご理解いただき、健康状態、感染者との接触情報に問題のない方のみご参加いただけます。

4. 【感染防止対策②】受付時、活動中について

①当日受付時（屋内）

- ・受付テーブルに消毒液を設置し、参加者全員の消毒を必須とし、また、受付対応者である参加者およびスタッフはマスク着用とし、同意書、配布物などの受け渡しの際には手指のこまめな消毒を行います。

③ 開催中（屋内）

- ・参加者およびスタッフともにマスク着用を必須とし、ソーシャルディスタンス(1m以上、可能なら2m)となることに努めます。また、スタッフはマイクまたはフェイスガードを利用し大きな声を出さないよう努めます。

- ・講座、などの合間にいすの消毒を適宜実施します。
- ・開催中の配布物、金銭、商品の受け渡しの際は手指のこまめな消毒を実施します。
- ・海辺・野外での活動時は、小グループにわけ、グループ間が1m以上となることに努めます。
- ・開催中の健康状態の確認として、体調が悪くなった場合に申し出るように促します。本人の申し出またはスタッフにより感染が疑われる症状が確認できた場合には、感染拡大防止のためスタッフが中止判断する場合があります。

5. 【感染防止対策③】消毒について

- ・受付には消毒液を設置します。
- ・受付時、開催待機時に利用するテーブル、イス、筆記用具などの消毒を利用者毎に行います。
- ・レンタル品は、洗浄後、次亜塩素酸ナトリウムにより消毒。配布前にスプレー消毒を行います。
- ・レンタル品の使い回しを禁止します。

6. 【感染防止対策④】事業実施中、実施後に感染が判明もしくは疑われた場合について

- ・実施中に新型コロナ感染が疑われた参加者、同伴者に対し、相談窓口を伝え、「新型コロナウイルス相談・受診の目安」をお知らせします。
- ・実施後2週間以内にスタッフ、参加者が発症した場合、接触が疑われる他の参加者へ個人情報に留意の上連絡します。
- ・スタッフが感染した場合、陰性が確認されるまで活動への参加を不可とします。
- ・感染したスタッフとの接触が疑われるスタッフについては、健康状態を確認し、自宅待機など自粛の必要性を判断します。
- ・発症したスタッフおよび接触が疑われるスタッフを除く人員のみでの事業継続または自粛を判断します。